官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター組織規則を定める。

平成二十七年一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣サイバーセキュリティセンター組織規則

（この規則の趣旨）

第一条　この規則は、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第二条の二に規定する内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）の所掌事務に関し、法令に従い能率的にその任務を遂行するに足るセンターの組織を定めるものとする。

（副センター長）

第二条　センターに副センター長二人を置き、内閣審議官（うち一人は、危機管理審議官に充てられた者に限る。）をもって充てる。

2　副センター長は、内閣サイバーセキュリティセンター長（以下「センター長」という。）を助け、センターの事務を整理する。

（企画官）

第三条　センターに、併任の企画官を置くことができる。

2　企画官は、命を受けてセンターの事務のうち特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

（上席サイバーセキュリティ分析官）

第四条　センターに、上席サイバーセキュリティ分析官を置くことができる。

2　上席サイバーセキュリティ分析官は、サイバーセキュリティに関する高度な知見を活かし、サイバーセキュリティに関する政策、情勢、技術動向等の分析に従事する。

3　上席サイバーセキュリティ分析官は、非常勤とすることができる。

（サイバーセキュリティ補佐官）

第五条　センターに、サイバーセキュリティ補佐官を置くことができる。

2　サイバーセキュリティ補佐官は、命を受け、情報セキュリティ対策の推進に関する専門的、技術的な事項について意見を具申する。

3　サイバーセキュリティ補佐官は、非常勤とする。

（補足）

第六条　この規則に定めるもののほか、センターの内部組織に関し必要な事項は、センター長が定める。

附　則

この規則は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から実施する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件（平成十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月九日から施行する。

平成二十七年一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣情報調査室の項の次に次のように加える。

内閣サイバーセキュリティセンター	内閣サイバーセキュリティセンター長

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成十七年三月十五日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月九日から施行する。

平成二十七年一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣情報調査室の項の次に次のように加える。

内閣サイバーセキュリティセンター	内閣サイバーセキュリティセンター長

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成27年1月8日

農林水産大臣　西川　公也

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料

品種	名称	申請者
なたね	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（ＤＰ－073496－4）	デュポン株式会社
大豆	除草剤アリルオキシアルカノエート系，グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統	ダウ・ケミカル日本株式会社
わた	除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタＭＯＮ88701系統	日本モンサント株式会社

公　告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１２８７号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５　ソニックシティビル内

申立人　埼玉県信用保証協会

本籍埼玉県川口市青木２丁目６番、最後の住所埼玉県川口市青木２丁目６番８－204号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成25年１月７日、出生の場所青森県上北郡天間林村、出生年月日昭和26年８月６日、職業会社役員

被相続人　亡　戸田　勝己

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２－１－16浦和大熊ビル３階つきのみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久能由莉子

さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第６７３号

埼玉県春日部市梅田１丁目５番16号

申立人　佐野むめ子

本籍埼玉県南埼玉郡春日部町大字梅田550番地イ号、最後の住所本籍に同じ、死亡年月日昭和23年３月18日、出生の場所東京府荏原郡蒲田村大字北蒲田190番地、出生年月日大正６年７月11日、職業不詳

被相続人　亡　佐野　重治

事務所埼玉県越谷市東越谷９－53越谷司法ビル107号室万葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳　隆彦

さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２６年（家）第６９３号

埼玉県越谷市宮本町５丁目39番１号

申立人　パラシオン越谷管理組合法人

本籍埼玉県越谷市七左町４丁目469番地、最後の住所埼玉県越谷市宮本町５丁目39番地１パラシオン越谷609号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日平成25年12月23日、出生の場所埼玉県越谷市、出生年月日昭和39年２月20日、職業不詳

被相続人　亡　齋藤　淳

事務所埼玉県越谷市赤山本町４－１　ヨネビルディング７階　横家豪法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横家　豪

さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２６年（家）第１１４８号

東京都世田谷区上北沢１丁目32番５－307号

申立人　稲村　準治

本籍東京都江東区永代２丁目３番地５、最後の住所埼玉県行田市長野４丁目26番地９、死亡の場所埼玉県行田市、死亡年月日平成25年６月１日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和36年７月21日、職業不明

被相続人　亡　稲村　修

事務所埼玉県新座市東北２－36－27志木駅前新座ビル３階

相続財産管理人　弁護士　本山　健

さいたま家庭裁判所熊谷支部